

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 本事業は、人材不足や経営改善が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援すること、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

(補助金の対象等)

第3条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「補助対象事業」という。）で、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費を対象とする。

2 補助の対象者は、以下の要件に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という）とする。なお、事業者グループは、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人とする。

【対象法人の要件】

事業者グループには、次の（ア）に該当し、かつ（イ）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと。なお、本事業の補助対象者は事業者グループであり、交付前に下記（イ）から（エ）に該当する法人が含まれなくなった場合、または事業者グループが同一建物減算適用事業所のみで構成される場合は、交付対象外とする。

（ア）1以上の訪問介護等事業所を運営する法人

（イ）運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均600回以下である法人

（ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が、常勤換算方法で平均5人以下の法人

（エ）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域又は離島等地域所在する法人

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と、第2欄に定める事業区分ごとの第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、1事業者グループ当たり、120万円を上限とする。

1 対象経費	2 事業区分（取り組み内容）	3 基準額
補助対象事業の実施に要する次の経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費）	人材育成・研修体制の構築	1 申請当たり 25万円
	人材確保の体制構築	1 申請当たり 10万円
	コンサルタント事業者等の活用	1 申請当たり 35万円
	介護人材・利用者確保のための広報活動	1 申請当たり 10万円
	その他経営改善に必要な取り組み	1 申請当たり 40万円

（交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、事業者グループの中から代表法人を決め、代表法人から様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、様式第2号による変更申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、原則として精算払いの方法によるものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、様式第4号による請求書に基づき概算払いの方法によることができる。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月）または事業完了の日が属する年度の2月28日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速や

かに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（調査および指導）

第12条 知事は、補助金にかかる事業の適正化を図るため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または関係職員に調査および指導をさせることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付申請、第6条の規定に基づく変更交付申請、第7条の規定に基づく支払請求、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告および第11条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第14条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項について、その都度これを定める。

（附 則）

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

別表

補助対象事業

1 対象事業

本事業は、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けて取組む事業を対象とする。

2 事業内容

事業者グループが人材育成や経営改善に向けた取組に資する、以下（１）～（５）に掲げる取組を行うものとする。

- （１）人材育成・研修体制の構築
- （２）人材確保の体制構築
- （３）コンサルタント事業者等の活用
- （４）介護人材・利用者確保のための広報活動
- （５）その他経営改善に必要な取り組み